

高松町会会則

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、高松町会と称し、事務所を練馬区高松3丁目19番8号に置く。

(区域)

第2条 本会の区域は、高松1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目の全域とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、会員の互助と自治の精神に基づき、会員相互の親睦と福利厚生をの推進を図り明るく住みよい地域づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、つぎの事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関すること。
- (2) 清掃、美化等の環境整備に関すること。
- (3) 防災、防火、防犯、交通安全に関すること。
- (4) 会員の福祉厚生、健康に関すること
- (5) 地区の教育機関と連携と青少年育成に関すること
- (6) 行政機関、諸団体との連携と広報活動
- (7) その他、目的達成に必要な事項

(部の設置及び協働関係)

第5条 本会は、前条の事業遂行のために次の部署置く。

- (1) 総務部
- (2) 厚生部
- (3) 防災部
- (4) 防犯部
- (5) 環境衛生部
- (6) 女性部

2 本会は、以下の団体と協働関係を持つ。

- (1) 交通安全協会(光が丘交通安全協会高松東支部、光が丘交通安全協会高松西支部)
- (2) 光が丘消防団第一分団
- (3) 高松クラブ

第3章 会員

(会員・準会員・賛助会員)

第6条 本会の会員は、(1)号から(3)号の会員とする。

- (1) 一般会員 第2条に定める区域に居住する世帯とする。(以下一般会員を会員という。)
- (2) 準会員 本会の隣接する地域に居住し、本会与親交のある個人をいう。ただし、表決権を持たない。
- (3) 賛助会員 本会の活動を賛助する個人又は法人及び事業所等をいう。ただし、表決権を持たない。

(入会)

第7条 第2条に定める区域住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申し込みがあつた場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(会費)

第8条 本会に入会した者は、総会で決められた所定の会費を納入するものとする。ただし、賛助会員及び集合住宅の居住者については、別に定める。

2 会費は、各班において7月末までに班長が徴収し、地域部長又は各担当副会長がまとめて 会計に納入するものとする。

(退会等)

第9条 会員がつぎの各号に該当する場合は、退会したものとする。

- (1) 第2条に定める区域に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人から別に定める退会届が会長に提出された場合
- (3) 会員が死亡し又は失踪宣告を受けた場合及び法人及び事業所等が解散した場合
- (4) 会費が2年以上未納の場合

第4章 役員

(役員の種類)

第10条 本会に、つぎの役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名
- (3) 会計 2名
- (4) 総務部長 1名
- (5) 監事 3名
- (6) 事業部長 各事業部1名
- (7) 協働関係団体 各代表者1名
- (8) 地域部長 地域ごと1名
- (9) 地域班長 地域ごと1名

(役員の仕事)

第11条 会長は、本会を代表し会務を統括処理する。

2 副会長は、所轄丁目を代表し、会務を統括する、また会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会計は、本会の会計及び出納事務全般を管理し、また予算書及び決算書作成する。

4 部長は、各部門の長として担当する業務を執行する。

5 監事は、本会役員の会務執行状況並びに会計事務、財産管理について監査を行い、また、総会にて監査報告を行う。

(2) 監事は、前項について、会則の違反又は不正の事実を発見したときは、これを総会に報告しなければならない。

6 事業部長は、事業部を統括し事業計画、予算案の作成と活動報告、決算報告を会計に提出する。

(役員の選任)

第12条 会長、副会長、会計及び監事は、総会において会員の中から選任する。

2 監事は、会長、副会長およびその他の役員を兼ねることができない。

3 部長は各部において部員の中から選出し、会長が委嘱する。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 任期途中に補充選任された役員は、前任の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が承認するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問及び相談役)

第14条 本会に顧問および相談役を置くことができる。

2 顧問および相談役は、定例役員会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問および相談役は、会長の諮問に応じ、または会議に出席して意見を述べることができる。

4 顧問および相談役の任期は、会長等の任期と同一とし、再任を妨げない。

第5章 総会

(総会の構成及び種別)

第15条 本会の総会は、町会の最高議決機関であり一般会員をもって構成され、定期総会と臨時総会の二種とする。

(総会の権限及び議決事項)

第16条 総会は、この会則に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

2 総会は、あらかじめ会員に通知した以下の事項を審議する。

- (1) 事業報告及び決算報告
- (2) 監査報告
- (3) 事業計画及び予算案

- (4) 役員の選任
- (5) 会則の制定及び改廃
- (6) 町会費の改訂
- (7) その他本会の目的及び運営に係る重要事項

(総会の開催)

第 17 条 定期総会は、毎年度決算終了後 3 か月以内に開催する。

2 臨時総会は、つぎの各号のいずれかの場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。
- (2) 総会員の 5 分の 1 以上から書面をもって会議の目的となる事項を示して開催の請求があったとき。
- (3) 第 11 条第 5 項第 (2) 号の規定により、監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第 18 条 総会の招集は、会長が行う。

- 2 会長は、前条第 2 項第 (2) 号及び第 (3) 号の規定による請求があったときは、その請求があった日から 60 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的となる事項およびその内容ならびに日時および場所を示して、開会日の 45 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第 19 条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 20 条 総会は、総会員の 2 分の 1 以上の出席により成立する。

(総会の議決)

第 21 条 総会の議事は、この会則に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(総会の書面表決など)

第 22 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における代理人による表決者及び書面表決者は、出席した会員とみなす。

(総会の議事録)

第 23 条 総会の議事録については、つぎの事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 会員の現在数および出席者数(書面表決者および議決委任者を含む)
- (3) 開催目的、審議事項および議決事項
- (4) 議事の経過の概要およびその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人の 2 人以上が署名

押印しなければならない。

第6章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、第10条(1)号から(7)号の役員をもって構成する。

(役員会の権限)

第25条 役員会は、この会則で定めるもののほか、つぎの事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会議決事項の執行に関する事項
- (3) その他町会運営に関する事項。

(役員会の招集)

第26条 役員会は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、役員5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって召集の請求があったときは、その請求があったときから2週間以内に役員会を招集しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長又は会長が指名した副会長がこれに当たる。

(役員会の定数など)

第28条 役員会は、役員2分の1以上が出席して成立し、その過半数で決する。

第7章 地域部及び班

(地域部及び班の設置)

第29条 本会は、事業の遂行、情報伝達・連絡のため、本会の区域を丁目単位で6か所の地域に分け各地域部において、5から10世帯程度の単位の班を置く。

(地域部長及び班長の選任など)

第30条 各地域部長は、当該地域部内の互選により選出し、会長が委嘱する。

- 2 班長は、その班内において輪番制により選任する。
- 3 地域部長は2年及び班長は1年の任期とする。ただし、地域部長の再任を妨げない。

(地域部長会及び班長会)

第31条 地域部長会は、各地域部長を構成員とし、必要に応じて会長が招集する。

- 2 地域班長会は、当該地域部内の班長を構成員とし、必要に応じて担当副会長又は地域部長が招集する。

第8章 資産および会計

(資産の構成)

第32条 本会の資産は、つぎの各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費

- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) 寄付金並びに公的機関からの助成金等
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 33 条 本会の資産は、会長が管理し、日常の出納等の会計事務は、会計が行う行うものとする。

(経費の支出)

第 34 条 本会の経費は、資産をもって支出する。

(事業計画および予算)

第 35 条 本会の事業計画および予算は会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 36 条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書として作成し、監事の監査を受けたうえで毎会計年度終了後 3 か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第 37 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 9 章 雑則

(解散と財産処分)

第 38 条 本会の解散及び財産処分は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

(備え付け帳簿および書類)

第 39 条 本会の事務所には、会則、会員名簿、総会の議事録、収支に関する帳簿、その他必要な書類を備えておかなければならない。また、その保管及び管理は、会長が行う。

(委任)

第 40 条 この会則の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

補足

この会則のほかに以下の規程を定める。

- 1 会計事務取扱規程
- 2 個人情報取扱規程
- 3 集会所管理規程
- 4 慶弔費規程

附則

- 1 本会則は、昭和45年4月 1日より施行する。
- 2 本会則は、昭和51年4月 1日より施行する。
- 3 本会則は、昭和54年6月 1日より施行する。
- 4 本会則は、昭和55年5月18日より施行する。
- 5 本会則は、平成 5年5月23日より施行する。
- 6 本会則は、令和 7年5月 25日より施行する。